第三十回国会

審査法律案綴

（その一）

内閣

総理府

角田 参事官

国立公文書館
分類 内閣法制局
平成14年度
排架番号 4A
28
529
529

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

目次

1. 第十一国会予定表
2. 恩給法の一部改正
3. 一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正
4. 経済企画庁設置法の一部改正

21-3 29-2 29-1

5	予防接種法等の一部を改正する法律案	二五・一・一三	一・二三	法一〇号	〇	
6	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	廿一・一二	一・一三	一・二三	〇	四・一二 法一一九

法制局

裏面白紙

国立公文書館 National Archives of Japan

法制局								
第一、二、三	○	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三
第一、二、三	○	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三
第一、二、三	○	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三
第一、二、三	○	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三
第一、二、三	○	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三
第一、二、三	○	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三
第一、二、三	○	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三
第一、二、三	○	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三	第一、二、三

第一、二、三

ト 一般許可ノ際ニ於テハ第一、二、三

第一、二、三

ヤ 市町村ニ支出シタル金額ハ一、二、三

第一、二、三

ユ 地方自治法ノ一部ヲ改正スル法律案

第一、二、三

ビ ヤウ法律案

第一、二、三

ス 地方税ノ賦課徴収ニ関スル法律ノ一部ヲ改正スル法律案

第一、二、三

第一、二、三

裏面白紙

	決裁	審査	閣議	口答提出	成立	公布	
6 日本法典の連合法の執行法の基準に関する法律の一部を改正する法律案	一・一四	一・一四	一・二七		○	三・二〇 法二一五	決定
7 奄美群島復帰特別措置法の一部を改正する法律案	一・一六	一・一七	一・二七		○	三・二〇 法二二六	決定
8 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案	一・一九	一・一九	一・二七		○	三・二一 法二二七	決定
9 国税庁設置法の一部を改正する法律案	一・一九	一・一九	二・六	決	○	三・二一 法二二八	決定

法制局

10	地方税法の一部を改正する法律案	一、一九	一、二〇	二、一三			○	法三、三一 法六	法二、二四	
11	国有提供施設所在市町村助成交付金等に関する法律の一部改正	一、二三	一、二三	一、二七			○	法三、三六 法四、一四	同六	
12	地方税法の一部を改正する法律案	十一、五	二、二一 二、二三	二、二三			○	法四、二〇 法四、一四九	法二、二四 法二、二四	
13	公共企業体等労働関係法の一部改正		二、三	二、一三			○	法三、一一七 法三、一九七	現ニ	
14	地方交付税法の一部改正		二九	二、二三			○	法四、一一七 法四、一九七	現ニ	

法制局

裏面白紙

国立公文書館 National Archives of Japan

参事官等各位

次長

2月23日の次官会議で、官房筋から下記比較表につき説明があり、あわせて関係の向きの労を多とする旨の発言がありましたので、報告しておきます。

政府提出法律案の国会提出進捗比較表

	第二十六回国会	第二十八回国会	第三十一回国会
再開　十日までに提出	9 件	23 件	74 件
〃　二十日　〃	30 件	50 件	115 件
〃　三十日　〃	64 件	99 件	128 件
備考	提出総件数 158件 再開前提出 0件	提出総件数 159件 再開前提出 2件	提出予定件数 167件 再開前提出 38件

（注）上記の数には、再開前提出件数は含まれていない。

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

自治行	不良	要其他の	大小	適当か否か	摘	考
危険防止の為の特別建築法 改正	〇	B	小	一、七	建築法第三条の適用を除外し、適用外建築物の法	
地方自治法 改正		B	小	一、七	現行通り（一条）	
地方税法 改正		C	中	一、七	家屋には現行を見出す、事情の状況から外れる。二月以後に改正されば、特ちこむことを可能とする。	
地方公務員法 改正		C	大	一、七	同上	
~~市町村議員選挙法改正~~						
地方自治法の一部改正法律案	〇	B	小	一二、二〇	無議決改正するもの	
地方税法の一部改正法律案		B	小	一二、五	〃	
地方公務員法 改正	〇	A	中	一、二〇		
地方税法の一部改正	〇	A	大	一、一〇	徴税制度調査が別にあり、二月以後に不可	
公職選挙法改正		B	小	一二、一〇	公職選挙の拡大（一条）	
地方税法の一部改正	〇	B	小	一、七	通常期間に近くなるもの（一条）	
~~関係法律の改正~~						

法制局

国立公文書館 National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

紋理府

○ E E A D A B

官吏任免ニ関シ庫長 改正	※	乃	小	二・二五	官吏任免の場合と思給の適否
自国官吏ノ任免ハ所管区域内ニ於テ 挿入					
婦女ノ病ミ治ヲ目スルハ体 改正	※	A	中	一・六	開手術の適否と初世治の引き上げ、新定
口ヲ含ニ初メ巡査手当 改正		c	大	一・六	実際には巡査の見習の口は言うが
口ヲ含ニ初メ巡査手当	※	c	大	一・六	同上
思給ハ 改正		A	小	二・五	有期の場合思給と定員法強度の改定（二条）
~~水浴ニ用ヒル 改正~~	※	乃	小	一・七	
~~水浴ニ用ヒル 改正~~	※	乃	小	一・七	完全重の場合の外（一条）
~~特別ニ必要ナル場合ニ於テ~~	※	乃	小	一・七	

水浴ニ用ヒル

紋理伝通片

法制局

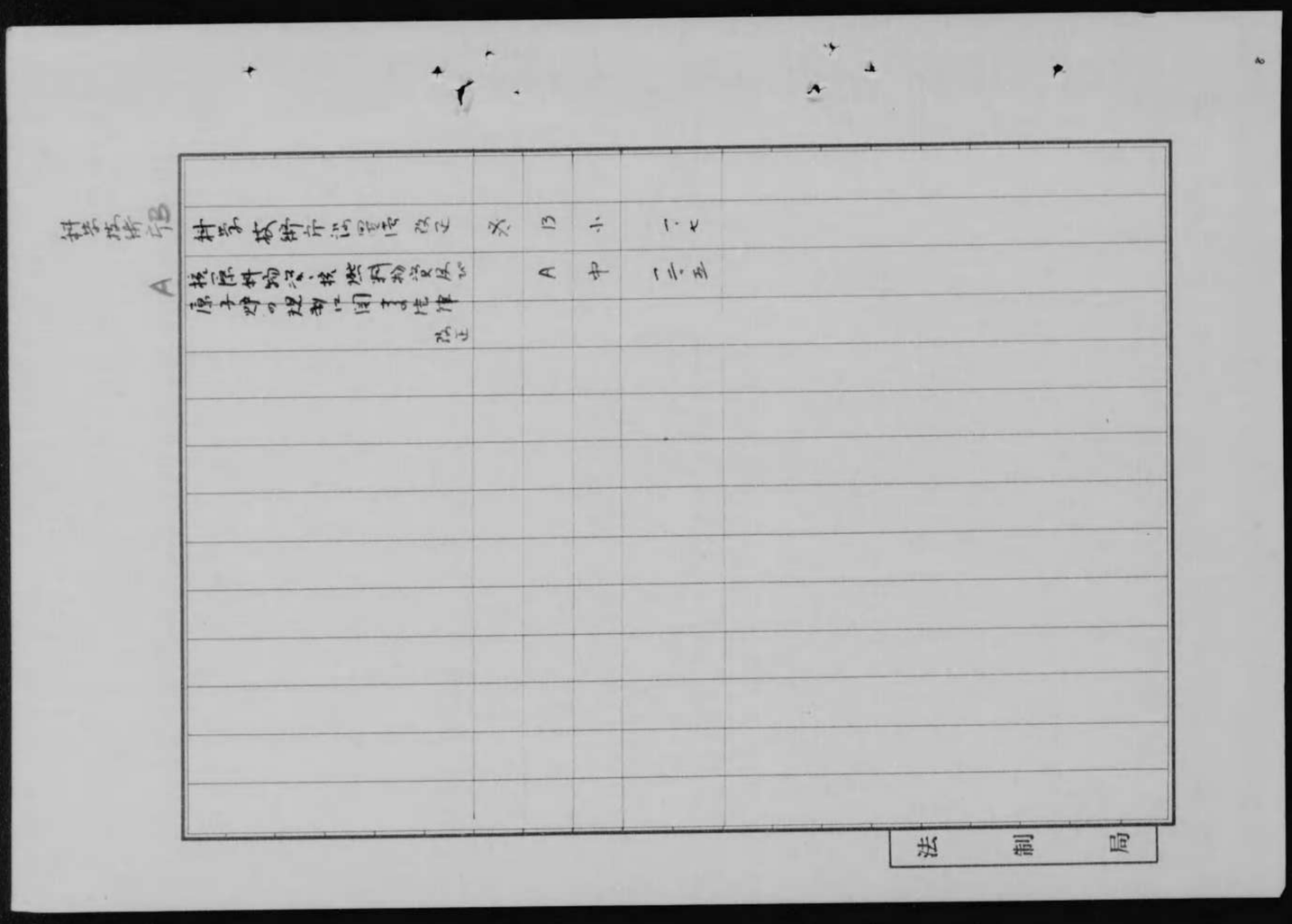

林野庁	林野庁所管官庁の改正	次	13	小	二・七
A B	原子炉の規制に関する法律の改正		A	中	二・五

法制局

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

通常国会提出予定法律案審議予定

一、十二月中に審議予定のもの（◎印は、十二月中旬までに審議する。）

自治庁◎奄美群島復興特別措置法の一部改正 1.7

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正 ~~12.5~~ ~~12.20~~ 12.20

○公営企業金融公庫法の一部改正 12.5

総理府◎恩給法の一部改正 12.15

北海道開発庁

○北海道開発法の一部改正

○北海道東北開発公庫法の一部改正 1.7 1.7

経済企画庁

○経済企画庁設置法の一部改正 1.7

科学技術庁

○科学技術庁設置法の一部改正 1.7

◎核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律の一部改正 ~~12.5~~ ~~12.10~~

二、一月中に審議予定のもの

自治庁○地方交付税法の一部改正

○地方税法の一部改正

○地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の一部改正 1.10 1.20

○地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部改正 ~~12.10~~ 1.7

○地方自治法の一部改正 12.5 1.7

総理府○一般職の職員の給与に関する法律の一部改正 1.7

三、次の法律案は、提案見込が比較的少いか又はいちおう審議が終っているので、さしあたり、審議予定を定め

法制局

口有

12.15

ないものとする。

自治庁 ○地方公務員法の一部改正

○地方公務員退職年金法

○市町村職員退職手当組合法

○地方公営企業法の一部改正

○地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正 12.5

1.7 1.7

総理府 ○国家公務員法の一部改正

○国家公務員退職年金法

法制局

通常国会提出予定法案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

(1) (B) 提出を予定。

(2) 予算が通れば提出の必要あり。

(3) ※予算関係法律案。

(4) 小(二十余件)

(5) 行政官庁との間には全体について接渉するが、とくに経済協力機構及び審議会等の具体化については他省庁(外務、通産等)との調整の問題がある。

(6) 与党との調整問題は今日のところ特にない。

(7) 水質保全部の設置については別紙のとおり商工委附帯決議案(与野党一致)および与党政調会附帯決議案がある。

(8) 予算案決定の時期にもよるが、一月中旬頃には成案をうる見込み。

経済安定本部

裏面白紙

通常国会提出予定法律案審議予定

一、十二月中に審議予定のもの（◎印は、十二日中旬ごろに審議する）

自治庁
○ 奄美群島復興特別措置法の一部改正 12.17
○ 地方自治法の一部改正 東第四部
○ 市町村合併特例法
○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正 12.20
○ 地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正（いちおう審議済） 12.5
○ 地方公営企業法の一部改正
○ 公営企業金融公庫法の一部改正 小林主査 東第四部長 12.15

総理府
北海道開発庁
◎ 原爆法の一部改正
○ 北海道開発法の一部改正
○ 北海道東北開発公庫法の一部改正

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

Sato.

法制局

経済企画庁　○経済企画庁設置法の一部改正

科学技術庁　○科学技術庁設置法の一部改正

◎核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

二、一月中に審議する法律は、次のとおりとする。

ア定のもの

自治庁　○地方交付税法の一部改正　1,10　1,20

○地方税法の一部改正

○地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の一部改正

○地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部改正

総理府　○一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

○地方自治法の一部改正

三、二月中に審議予定法律案が、十二月中に審議できなかった

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

生場合は、十月中に審議予定の法律案の審議終了後に行う。

三、次の法律案は、提案見込が比較的少いので、さしあたり、審議予定を定めないものとする。

（又はいちおう審議が終っている）

自治庁　○地方公務員法の一部改正
　　○地方公務員退職年金法
　　○市町村職員退職手当組合法
　　○地方公共企業法の一部改正
　　○地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正

総理府　○国家公務員法の一部改正
　　○国家公務員退職年金法

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

通常国会に提出する法律案及び条約の取扱に関する
各省庁文書課長等の打合せ事項

（十一月二十五日午後一時　総理大臣官邸小食堂
出席者　鈴木内閣官房副長官　内閣事務官
法制局次長、部長、関係省庁文書課長等。）

(1) 提出予定の法律案、条約につき「提出確定」（A）、「提出を予定」（B）、「提出するかどうかなお検討中」（C）の区分整理。

(2) 提出法律案の整理を行うことが必要である場合においては、提出を見合わすことも止むを得ないと思われるものの判別。

(3) 予算関係法律案（※を附する）の判別。

(4) 法律案の大（条文が五十条以上）、中（二十条以上五十条未満）、小（二十条未満）の区別。

(5) 法律案の内容が、「他省庁に関係なし」（イ）、「他省庁と関係はあるが、調整は容易」（ロ）、「他省庁との調整が困難」（ハ）の区別。

(6) 与党との調整が容易又は困難の度合い。

(7) 法律案の内容につき、与党、関係委員会等の決議、要望等の有無。

(8) 各法律案毎の成案の大体の見込み。

(9) その他法律案、条約の取扱につき特に留意すべき事項。

国立公文書館
National Archives of Japan

通常国会に提出する法律案及び条約の取扱について（案）

（内閣官房
内閣法制局）

一、提出法律案は、通常国会の実質的審議期間が相当圧縮される見込のもとに、つとめて最少必要限に止めるよう配意するものとする。

二、予算を伴わない法律案及び署名済の条約については、すべて休会開け国会の再開冒頭に提出することとし、予算関係法律案については、年内予算確定を前提とし、おそくとも一月末日までに提出することを目途とする。

三、十一月二十五日、各省庁文書課長等会議を開き、「提出確定」(A)、「提出を予定」(B)及び「提出するかどうかなお検討中」(C)の区分整理を行う。（提出するかどうかは、予算関係法律案については、十二月末までに、予算を伴わない法律案については十二月十日までに最終的に確定するようにする。）

四、十一月二十六日、内閣官房、法制局及び大蔵省関係者の会議を開き予算関係法律案(C)の判別を行い、直ちに関係省庁に連絡する。

五、他省庁と意見調整を要する法律案のうち、予算関係のものについては十二月中に、予算を伴わないものについては十二月十日までに協議を終えるようにする。ただし、政治的事情等により、右の期限内に調整ができない場合は、その旨内閣官房に申し出るようにする。

六、予算を伴わない法律案は、原則として、十二月五日、十日、十五日の三期に分けて法制局の審議に付し、十二月中に法制局審議を終えることとする。

七、予算関係法律案中、予算の確定を俟たなければ、法律案の構成自体が纏まらないもの又は成文が著しく困難なものを除き、原則として、十二月二十日までに法制局の審議に付し、十二月中に第

一　次の法制局審議を終るようにする。

八、　署名済の条約については、前各号に準じ、処理する。

九、　「六」、「七」及び「八」により、法制局が審議する段取りについては、別途法制局において関係省庁と協議し、決定する。

法律案　六部

国立公文書館
National Archives of Japan

第三十一通常国会提出予定法律案の法制局審議予定

一　非予算関係法律案について

(1)　非予算関係法律案を甲、乙及び丙に分類すること。

甲＝十二月中に審議を終了するもの

乙＝甲の審議終了後予算関係法律案の審議開始までに時日の余裕があれば、審議を行うもの

丙＝予算関係法律案の審議終了後審議を行うもの

(2)　各参事官は、当該省と打合せの上(1)の分類並びに甲及び乙の審議予定を二四日中に作成すること。

(3)　予算関係法律であつても、すでに内容の確定しているものについては、非予算関係法律案甲又は乙と同様にとり扱うものとすること。

二　予算関係法律案について

(1)　各参事官は、各省に対し、一二月二〇日までに、できる限り内容を確定して、要綱及び法律案を当局に提出するように連絡すること。

(2)　各参事官は、一二月二一日に一応の審議予定表を作成し、予算案の閣議決定のあり次第、直ちにこれを再検討して確定すること。

地方税法改正

国会提出予定法律案調

三四・一・六　角田

一　提出することに確定したもの

1　○公営企業金融公庫法の一部改正案（自治庁）

2　○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案の一部改正案（〃　）

3　○奄美群島復興特別措置法の一部改正案（〃　）

4　○地方税法の一部改正案（減税関係）（〃　）

5　地方税法の一部改正案（徴収制度関係）（〃　）

6　○地方交付税法の一部改正案（〃　）

7　核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律の一部改正案（科学技術庁）

8　○科学技術庁設置法の一部改正案（〃　）

9　○一般職の職員の給与に関する法律の一部改正案（総理府）

10　○恩給法の一部改正案（〃　）

11　地方自治法の一部改正案
市町村職員共済組合法の一部改正案

12

二　提出するかどうか未確定のもの

1　地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正案（自治庁）

2　○国有提供施設所在市町村交付金法の一部改正案（〃　）

3　○固定資産税減税補給金法案（〃　）

4　地方自治法の一部改正案（〃　）

5　市町村職員共済組合法の一部改正案（〃　）

6　自治省設置法案（〃　）

法制局

7 地方公務員法の一部改正案（〃）

⑤ 国家公務員法の一部改正案（総理府）

9 国家公務員退職年金法案（〃）

三 提出しないことに確定したもの

1 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担金の特例に関する法律の一部改正案（自治庁）

2 経済企画庁設置法の一部改正案（経済企画庁）

3 北海道東北開発公庫法の一部改正案（北海道開発庁）

4 北海道開発法の一部改正案（〃）

5 地方公務員法の一部改正案

法制局

通常国会提出予定法律案審議予定　　角田

一、十二月中に審議する予定のもの

自治庁　○地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正案（小）　一二、五

○国有提供施設所在市町村助成交付金法の一部改正案（小）　一二、一〇

○公営企業金融公庫法の一部改正案（小）※　一二、一五

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正案（小）※　一二、二〇

総理府　○恩給法の一部改正案（小）　一二、五

科学技術庁　○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正案（中）　一二、五

一三、二六　本一部修了

法制局

二、一月初又は予算決定後直ちに審議する予定のもの

自治庁　○奄美群島復興特別措置法の一部改正案（小）※　一、七

○地方自治法の一部改正案（小）　一、七

○地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担金の特例に関する法律の一部改正案（小）※　一、七

北海道開発庁　○北海道開発法の一部改正案（小）※　一、七

○北海道東北開発公庫法の一部改正案（小）※　一、七

経済企画庁　○経済企画庁設置法の一部改正案（小）※　一、七

科学技術庁　○科学技術庁設置法の一部改正案（小）※　一、七

総理府　○一般職の職員の給与に関する法律の一部改正案（中）※　一、七

三、一月中に審議する予定のもの

自治庁　○地方税法の一部改正案（大）　一、一〇

○地方交付税法の一部改正案（中）　一、二〇

四、次の法律案は、いちおう審議予定は定めるが、提案見込が比較的少いと考えられる。

自治庁　○地方公務員法の一部改正案　一、七

○地方公務員退職年金法案　一、七

総理府　○国家公務員法の一部改正案　一、七

○国家公務員退職年金法案　一、七

法制局

国会提出予定法律案調

三四・一・六　角田

一　提出することに確定したもの

B 1　○公官企業金融公庫法の一部改正案（自治庁）

A 2　○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案の一部改正案（〃）　一月中旬

C 3　○奄美群島復興特別措置法の一部改正案（〃）　一月下旬

A 4　○地方税法の一部改正案（徴税関係）（〃）　一月中旬

D 5　地方税法の一部改正案（徴収制度関係）（〃）　二月中旬

B 6　○地方交付税法の一部改正案（〃）　一月下旬

A 7　核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律の一部改正案（科学技術庁）

A 8　科学技術庁設置法の一部改正案（〃）

法制局

A 9　○一般職の職員の給与に関する法律の一部改正案（総理府）　一月中旬

D 10　○恩給法の一部改正案（〃）

二　提出するかどうか未確定のもの

D 1　地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正案（自治庁）　一月中旬

D 2　国有提供施設所在市町村交付金法の一部改正案（〃）　一月中旬

A 3　○固定資産税減税補給金法案（〃）　一月中旬

D 4　地方自治法の一部改正案（〃）　一月中旬

D 5　市町村職員共済組合法の一部改正案（〃）　一月中旬

D 6　自治省設置法案（〃）　一月中旬

日7　地方公務員法の一部改正案（〃　）

日8　国家公務員法の一部改正案（総理府）

日9　国家公務員退職年金法案（〃　）

三　提出しないことに確定したもの

1　地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担金の特例に関する法律の一部改正案（〃　）

2　経済企画庁設置法の一部改正案（経済企画庁）

3　北海道東北開発公庫法の一部改正案（北海道開発庁）

4　北海道開発法の一部改正案（〃　）

法制局

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

25

{23日 27日 30日} 10件 3〃 1〃 14件

一 提出することに確定したもの

1. 公証人法の一部改正法 23 — 27

(2) 奄美群島復帰特別措置法の一部改正法 23 — 27

(3) 口之津港の港湾区域の執行地の指定に関する法律の一部改正法 23 — 27

4. 地方税法の一部改正法（市町村税関係） 27

5. 地方交付税法の一部改正法 30

(6) 検定自治法の一部改正法 23 — 30

(7) 市町村職員共済組合法の一部改正法 ~~27~~

(8) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正 ~~23~~

(9) 国税法の一部改正法 23

(10) 放射性物質、放射性物質及び原子炉の規制

法制局

に関する法律の一部改正案

二、提出するかどうか未確定のもの

(11) 地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正案

1 国有提供施設所在市町村交付金法の一部改正案

(12) 固定資産税減収補償金法案

2 地方税法の一部改正案（徴収制度関係）

3 自治省設置法案

4 口家分離法の一部改正案

(13) 自治庁設置法の一部改正

(14) 居住地域計画庁設置法の一部改正

法制局

裏面白紙

角　田

		審　議	閣　議			~~地方審議法~~ 議	閣　議
12	月	○厚3カ 23	23	22	木	~~固定資産税補給金法~~ 国有提供施設交付金法	
13	火	○自治法 共済組合法 ○給与法 23		23	金	~~固定資産税補給金法~~ 地方税法 国有提供施設交付金法 地方税法	自治法 共済組合法 道路 奄美、公営企業金庫
14	水	~~公営企業公庫法~~ ~~給与法~~ ○選挙法 警察法	23	24	土	~~交付税法~~	
15	木	~~給与法~~ 休	23	25	日	30	
16	金	奄美群島復興法 ~~給与法~~		26	月	~~交付税法~~ 選挙政令	
17	土	奄美群島復興法		27	火		地方税法
18	日	~~奄美群島復興法~~ 休	23	28	水		
19	月	~~国会議員の選挙等の執行~~ ~~経費の基準法~~ ~~公共団体~~ ○自治体法人法 ~~地方財政法~~	23 23	29	木		
20	火	○地方税法 ○企業体財政法	23	30	金	口公法	交付税法
21	水	~~地方税法~~ 知事会		31	土	口公法	

27

地方税法
地方財政法
地方自治法
市町村財政

法律案の法制局審査及び国会提出について

（事務次官等会議申合せ　三二・九・五）

内閣が国会に提出する法律案については、その提出時期をなるべく速かにし、国会における審議が円滑に行われ、その成立に遺憾のないようにしなければならないが、特に常会の場合においては、内閣提出法律案の数が多数にのぼり、しかも翌年度の予算と関係するものもあるので、法律案の法制局審査及び国会提出は、つとめて早期に行うようにする必要がある。

よつて、今後は、次の要領により、法律案の審査及び提出について遺憾のないよう措置するものとする。

一、各省庁は、常会に提出しようとする法律案の件名及び提出趣旨五部を十月十日までに内閣官房に提出すること。この場合、内閣官房は、法制局及び関係省庁と法律案の取り進めについて必要な協議を行うこと。

二、第一類の法律案（その主たる内容が翌年度の歳入歳出等の概算の決定時に至るまでは確定し難いと思料されるもの）については、その法律案要綱を毎年十一月末日までに法制局に六部送付することとし、その法律案は、翌年度の歳入歳出等の概算が決定され次第、法制局の審査（以下審査という。以下同じ。）が行われるよう配意し、法律案の提出が適確に行われることを期すること。

三、第二類の法律案（第一類の法律案以外のもの）については、毎年十一月末日までに法制局の審査が開始できるようにすること。

四、予見できない事情が生じた等の理由により、二及び三に定める時までに法制局の審査に付することができないものについては、内閣官房にその事情を具した上、法制局の審査を求めるものとすること。

五、二、三及び四のいずれの場合においても、法制局における法律案の審査は、閣議に請議され、法制局に回付された法律案について行

われるものであるから、閣議請議の手続をとる事前に法制局が主務省庁の求めに応じて下審査をする場合においても、その法律案は、少くとも事務的に、その内容に関し、主務省庁の議がまとまつたものであり、かつ、当該法律案の内容が他省庁にも関連するものであるときは、関係省庁との意見の調整がつくされたものであること。

六、各省庁は、前各号により、法律案（二の要綱を含む。）を法制局の審査に付するときは、内閣官房に、法律案及び要綱をそれぞれ五部提出すること。また国会への提出を取り止めることとしたときは、直ちに、その件名を通知すること。

国立公文書館
National Archives of Japan

予算関係法律案・条約の意義

この調べにおける予算関係法律案条約とは当該法律案等が成立しなければ、予算の当該部分の執行ができないなど予算と極めて密接な関係にあるものをいう。

30

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

第三十一回通常国会提出予定法律案調

（昭和三十三年十一月十七日調）

予算関係	件名	要旨
※	奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案	国は、重要港湾についてのみ直轄工事を行う建前になっているが、内閣総理大臣が運輸大臣と協議して定める港湾についても国が港湾工事を行うことができるものとし、また、奄美群島の復興を促進するために奄美群島復興開発基金を設置し必要な資金を融通しようとするものである。
	地方自治法の一部を改正する法律案	地方公務員の退職年金算定上の在職期間の通算措置を整備しようとするものである。
	地方公務員法の一部を改正する法律案	地方公務員制度運営の実情にかんがみ、同法の一部を改正しようとするものである。
	地方公務員退職年金制度に関する法律案	地方公務員の退職年金制度を統一整備しようとするものである。
	市町村職員退職手当組合法律案	市町村職員に対する退職手当の支給事務を共同処理する市町村の一部事務組合について地方自治法の特例を定めようとするものである。
※	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	投票立会人、開票立会人、選挙立会人及び投票管理者、開票管理者等の費用弁償の額等の改正を行うとともに、補欠選挙の執行経費について実状に即するよう基準額を改正しようとするものである。
	地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	一　長期にわたる健全な地方財政の基盤の確立に資するため、地方公共団体における年度間の財源調整に関する規定を強化しようとするものである。 二　国と地方公共団体相互間における財政秩序の適正化等を図らうとするものである。

※ 地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税の算定方法の合理化等を図らうとするものである。	
※ 地方税法の一部を改正する法律案	地方税制の現状と国民負担の現況にかんがみ、地方税負担の軽減合理化を図ること等を目途として所要の改正を加えるものである。	
※ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案	交付対象の範囲等について実態に即するよう合理化を図らうとするものである。	
※ 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案	当該特別会計から事務費を支出することができるようにしようとするものである。 （注　大蔵省主管で当庁と共同請議のもの）	
※ 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	法律の適用期限を延長しようとするものである。 （注　大蔵省主管で当庁と共同請議のもの）	
※ 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案	交付公債に係る制度を合理化しようとするものである。 （注　大蔵省主管で当庁と共同請議のもの）	
※ 地方公営企業法の一部を改正する法律案	地方公営企業の運営の状況にかんがみ、財務等について合理化を図らうとするものである。	
※ 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案	公営企業金融公庫の充実を図るため、資本金の増加その他所要の改正を行おうとするものである。	

○田庄資産評価制度調査会設置について
○自治省設置法

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

① 弐の公共団体の議員及び長の選挙期日等の特例に関する法律	九、一一一三	九、二四	再提出
② 新市町村建設促進法の一部改正	九、二一五二七	九、三〇	二・一 公布施行、一七二号
東京都島嶼振興特別措置法の一部改正			成立
地方財政及び地方税法の一部改正	九、二四二七	撤回	再提出
③ 家畜改良法の一部を改正する法律	九、二六	九、三〇	再提出

法制局

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

法制局			
再提出			
再提出 12.15 法一七六			
取りやめ	二・六	十一・十一	
~~昭和三十三年六月一日風水害による特別措置法~~			
~~奉仕団の活動に関する法律~~			
~~奉仕団の活動に関する法律~~			
一般職の職員の給与に関する法律			
針灸師等の資格に関する法律			
昭和三十三年九月一日の水害による公共土木施設の災害復旧費の国庫負担の特例に関する法律	二・二・一	二・三・一	
特別措置法			
農業共済保険法の一部を改正する法律			
農業共済保険法及び共済組合法の一部を改正する法律	二・六・一	二・三・一	

国立公文書館
National Archives of Japan

裏面白紙

法制局

(一) 知事から市町村の準備及び当日の連絡期日の短縮に関する法律

但書どおり

(本案 ||・||)

(二) 一般旅客の旅行の日から五日以内に交付できないときは、同日から五日以内に交付できる旨の規定を加える

十二日十五日に交付できないとき

(本案 ||・||)

但書どおり

(三) 料金及び料金徴収法

但書どおり

(四) 旅行期間修正

(五) 昭和三十三年七月八日及び九月の風水害により被害を受けた地方自治体の復旧に関する法律

(本案 ||・||) 本案のとおり